

市 民 相 談 日 程 表 (5 月 分)

鎌倉市役所 Tel 23-3000 (代表) 平日8:30~17:00

相談名称	相談内容	相談日時		相談場所	相談担当者	申込方法	担当窓口
行政相談	国の行政等についての相談	今月はありません			行政相談委員	随時	くらしと福祉の 相談窓口 61-3864
法律相談	法律的な問題（相続、借家、借地等）についての 相談 問題解決のきっかけとしていただくことから、同一案件での 相談は1回限りとなります。	2 9 16 23 金	09：00～16：00	市役所 ※	弁護士	予約制 ・相談日の1週間前 から受付 ・受付日が祝・休日 に当たる場合は、そ の前開庁日から受付 ※は、面談・電話 の選択可	
		30 金					
		13 27 火					
		20 火	17：30～20：00	市役所 ※			
		7 水	10：00～16：00	深沢支所			
		14 水	10：00～16：00	大船支所			
		21 水	10：00～16：00	腰越支所			
		28 水	10：00～16：00	玉縄支所			
		女性を対象とした法律的な問題についての相談	15 木	9：30～16：30	市役所 ※		
税務相談	土地の売買、相続、贈与等の税金についての相談	14 水	09：00～16：00	市役所 ※	税理士		
司法書士相談	土地の売買、相続等に伴う登記、成年後見制度等 の手続きについての相談	20 火	09：00～16：00	市役所 ※	司法書士		
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書等の書類作成の支援、契 約書類の作成等についての相談	28 水	13：00～16：00	市役所 ※	行政書士		
不動産相談	不動産についての相談	8 木	14：00～16：00	市役所 ※	専門の相談員		
マンション 管理相談	マンション管理（マンションの修繕や管理規約の 改正、理事会運営等）についての相談	1 木	13：00～16：00	市役所 ※	マンション管理士		
建築の紛争予防等 に関する相談	建築及び開発行為に係る紛争の予防及び調整につ いての相談	12 月	09：00～16：00	市役所 ※	建築等紛争相談員		
おくやみコーナー	ご家族などを亡くされた後の手続きの相談	月 ～ 金	09：00～15：40	市役所	職員		予約制
消費生活相談	消費生活（商品やサービスの契約トラブル等）に ついての相談	月 ～ 金	09：30～16：00	消費生活センター （市役所）	消費生活相談員	随時	消費生活センター 24-0077
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、職場等で女性が持つ 悩みについての相談	月 ～ 金	10：00～13：00 14：00～16：30	市役所	女性相談員	面談は予約制	地域共生課 23-9311 （相談専用）
人権相談	人権に関する悩みごとについての相談	13 20 火	13：00～16：00	市役所	人権擁護委員	予約制	地域共生課 61-3870

◆◆◆◆◆日程や内容は変更になる場合があります。お問い合わせは各相談の担当窓口までお願いします。◆◆◆◆◆